

貧困問題をめぐるコルポラツィオンの 限界と可能性

小川 仁志*

Limits and Possibilities of “Korporation” on the Poverty Issue

Hitoshi OGAWA*

Abstract

Hegel discussed the poverty issue. But the evaluations of his theory vary so much. Until recently S. Avineri's understanding has been a commonly-held view. He insisted that Hegel gave up solving this problem. On the other hand J. Anderson objected against Avineri's view. He focuses on the possibilities of “Korporation” and tries to read a unique concept, “responsible consumer” behind Hegel's text. Although his idea is very interesting, he ignores the importance of the state. Then I want to develop his idea by taking the state, which Anderson couldn't explain, in the theory. It would result in a new type of welfare pluralism.

Key Words: Korporation, poverty, welfare pluralism

1. 序

果たしてヘーゲルは貧困問題を解決し得たのだろうか？周知のようにヘーゲルは、市民社会を止揚する国家というプロジェクトを提起し、理想の共同体体系を論じるにあたり彼一流の弁証法的解決を帰結した。そのヘーゲルが明言したわけではないにもかかわらず、なぜ貧困問題についてだけそうした構図にのらず、この問題に限って解決を放棄したとあるのか、市民社会での解決にとどまったに違いないなどと積極的に曲解しようとするのか、国家の章における貧困問題への直接的な言及の不在は、たしかに解釈の困難さをもたらすものではある。しかしそのことをもって、単に問題解決の挫折と帰結してしまう、あるいはヘーゲルの弁証法的な体系を無視して、そのまま市民社会内での解決にこじつけてしまうといった態度は、ある種の思考停止とも見える。したがって、もっとも素直に解するならば、ヘーゲルは貧困の問題についてもやはり国家において最終的な何らかの解決策を見出したと理解することができるはずである。後で述べるように、ヘーゲルがこの問題を放棄したとする

論者は「やむなく」そのように結論づけるわけであるし、市民社会において解決をもたらしたとこじつける論者も、またある種の「しこり」を残しているのである。

私は他の多くの論者と同様に、この問題を解く鍵がコルポラツィオンの位置づけにあると考えている。ただ、解釈者の立場は一樣ではない。換言するならば、コルポラツィオン概念の限界をどこに設定し、またはその可能性をどこまで見出すかによって結論が分かれてくるのである。コルポラツィオンには、通常「職業団体」といった訳語が当てられている。私もそのこと自体に異論はない。にもかかわらず、あえて今回タイトルに「コルポラツィオン」と原語の発音をそのまま生かすかたちで表記したのは、この概念のもつ可能性について、一旦白紙の状態で議論を始めたかったからである。単なる同一職業の職人を束ねる経済集団にすぎないのか、それとももっと広い概念を含みうるのか、また国家との関係としては、単なる下位集団にすぎないのか、それともむしろ国家を構成する実体そのものなのか、その解釈如何によって、貧困問題の解決策に対する理解は大きく異なってくる。

* 一般科目（倫理）

2. 現代ドイツに息づくヘーゲル

ところで、二百年も前のヘーゲルの貧困問題に関する議論を、現代において改めて論じることの意義について触れておく必要がある。まずそれは、ヘーゲルの福祉に関する議論が、ヨーロッパの、とりわけドイツの国家による社会保障を論じるうえで一つの起点となっていることは間違いのないと思われるからである。例えばそのことは、ドイツが「福祉国家」(der Wohlfahrtsstaat) という表現ではなく、「社会国家」(der Sozialstaat) という特殊な名称を掲げていることからもうかがい知れる。なぜ「福祉国家」ではいけないのか、一体何が異なるのか。実は私は、この点もヘーゲルの福祉社会論の影響が間接的に及んでいることの証ではないかと考えている。すなわち、ドイツの歴史家 G. A. リッターによると、社会国家と福祉国家の違いは、議会制民主主義を基礎としているか否かによるという⁽¹⁾。第二帝政期にもナチス期にも一応福祉政策は取られていたが、そうではなくて、ヴァイマル期あるいはドイツ連邦共和国期のような民主主義を基礎とした国家こそが本当の意味での福祉のための国家であり、両者を区別するためにあえてドイツでは社会国家という別の概念を掲げているのである。ナチス期の制度は、社会保護に関する権限を特定の集団から意図的に排除したり、優生思想を強要するなど、真の意味で万人の自由を保障するものではなかった。それに対し、民主主義はすべての成員への配慮を可能にするのである。『法・権利の哲学要綱』(以下『要綱』と略記する)の第三章 c. 立法権 (PR. 第 298 節～第 320 節, S. 465-490) において十分展開されているように、ヘーゲルの国家論はまさにこの議会制民主主義を重視したものであって、社会国家に連なっている。実際に、ヘーゲルの理論がヘーゲル中央派のローレンツ・シュタインに引き継がれ、シュモラーらの歴史学派を経て、戦後のアデナウアー体制を支えるオールド自由主義へと連なっていたのだとする指摘もある⁽²⁾。

また、現代ドイツの福祉システムについて、ポール・スピッカーはその特徴を次の三点に総括している⁽³⁾。すなわち、第一に戦後ドイツにおいては、社会福祉は経済発展を通して推し進められてきたのであり、その結果労働市場における地位と福祉サービスが密接に結び付けられている点である。第二に、ドイツでは経済と福祉の制度がコーポラティズム的構造で発達してきた点である。この原理はビスマルクが既存の相互扶助的な組織から発展させたもので、その後も社会保護の基盤であり続けた。第三に、ドイツではカトリックの教義である「補完性の原理」が重視されている点である。福祉サービス

は分権化されるか、あるいは独立に運営されるべきであり、かつ国家の介入は残余的なものであるべきだとされる。

第三の点を敷衍するならば、その中心となるのは民間団体である。特に六福祉団体 (Wohlfahrtsverbände) は、公益性を目的として組織された団体で、ドイツにおいては社会保障のサービスを担う団体としてよく知られている組織である。具体的には労働者福祉会 (Die Arbeiterwohlfahrt : AWO)、ドイツカリタス (Der Deutsche Caritasverband : DCV)、ドイツプロテスタント教会ディアコニー (Das Diakonische Werk : DW)、同権的福祉団体 (Der Paritätische Wohlfahrtsverband : DPVV)、ドイツ赤十字社 (Das Deutsche Rote Kreuz : DRK)、ドイツユダヤ教中央福祉会 (Die Zentralwohlfahrtsstelle der Juden : ZWStdJ) の各団体を指す。しかもこれらの団体は社会扶助のサービスだけに特化しているわけではなく、例えば相談、世話、支援、援助など実に多様な事業を行っている。公共性の多くの領域がこうした民間の福祉団体をはじめ、多くの NPO 法人やボランティア活動団体によって担われているのである。もちろんこの背景には、歴史的に困窮者や窮乏者の援助や支援をキリスト教会が行い、慈善事業を通じて布教活動を展開してきた経緯がある。しかし、それゆえに社会扶助サービスが国家の専権事項ではなく、民間福祉団体にも担いうる仕事であるという社会的合意が存在するのである。逆にいうならば、にわかに大役を任せられたアドホックな我が国日本の類似団体とは異なり、ドイツの団体には我こそが社会福祉の担い手であるという自信とプライドが備わっているともいえる⁽⁴⁾。

そして、これは将来のドイツの社会像といっているのかもしれないが、近時ドイツでは、こうした六福祉団体主導の福祉社会をも刷新し、より市民主体のシステムを構築しようと議論を始めている。このことについては本稿の最後に言及したい。ただ一つだけ確認しておきたいのは、そこには、ある意味でヘーゲルが遠く描いた理想がようやく結実しようとしている姿を見ることができるといえる点である。

起点であると同時に理想になり得たはずのヘーゲルの福祉社会論は、国家主義という体系自体に対する誤解の中でいつしか埋もれてしまった。したがって、国家主導の福祉国家というプロジェクトが世界中で行き詰まりを見せるいまこそ、改めてヘーゲルによる市民社会主導の福祉社会論に目を向ける必要がある。これこそが、現代においてヘーゲルの貧困問題に関する議論を見直す意義であるといえる。

3. 貧困問題をめぐる諸議論

『要綱』の中でヘーゲルは、国家と市民社会を概念的に明確に区別し、市民社会における市場の役割を重視した。この市場の活力こそが国家を発展させるのである。しかし、市場世界を支配しているのは偶然性⁽⁵⁾であり、貧富の差が生じることは避けられない。「ここにおいて、市民社会が富の過剰にもかかわらず十分には富んでいないことが、すなわち貧困の過剰と賤民の出現を防止するに足るほどちまへの資産を具えてはいないことが暴露される」(PR. 第245節, S.390)。ヘーゲルはこう吐露している。なんと鋭い洞察か市場メカニズムというのは金持ちを生み出す一方で、その恩恵に与ることができず、乞食に成り下がってしまう者を同時に生み出すメカニズムなのである。誰もが平等に豊かになることはできない。しかし、誰もがとびきり豊かになれる可能性はある。もちろん、もし無尽蔵に富を生み出すことができるなら、乞食もいなくなるのであろうが、それが非現実的であることをヘーゲルはすでに察知していた。

おそらくS・アヴィネリは、ヘーゲルの貧困問題に対するこうした考察を本格的に分析した最初の論者であろう。しかしながら彼の立場は、ヘーゲルが問題の根深さに気づいていた点を評価することどまり、何ら解決策を持ち合わせていなかったと結論づけるものである。「彼の国家論は、市民社会の競い合う利害を共同の絆のもとに統合することを目指しているのではあるが、貧困の問題に関しては、彼はついにそれは『近代を揺り動かす最大の難問』の一つである、と語る以上にいうべき言葉をもたないのである。他のどんな場合にもヘーゲルは問題を放置するようなことはしない」⁽⁶⁾。アヴィネリは残念そうにこう締めくくる。いわば「やむなく」こう結論づけたのである。

永らく通説的位置を占めてきたこのアヴィネリの議論に対し、近時刺激的な挑戦状を叩きつけたのが、J・アンダーソンの消費者に着目する斬新な説である。アンダーソンの基本的なスタンスは彼の次の言葉に集約されている。「私は、ヘーゲルの社会哲学には非明示的ではあるが、他の多くの明示的な主張によって示唆されている、貧困との闘いに対する興味深いアプローチがあると主張する」⁽⁷⁾。ここには彼の理論の優れた点と弱点が同時に表現されている。優れた点とは、貧困問題に対し、彼が必ずしも明示的にそれを論じている部分のみに拘泥しなかったところである。これによってヘーゲルの思考を大局的に捉える視点が可能になった。しかし問題は、他方でそのことが彼の想像力に歯止めをかける契機を奪っ

てしまった点にある。

アンダーソンはまず相互に関連する二つの論点に焦点を当てる。一つ目は『家族原理』に基づく経済システムから、市民社会の原理に基づく経済システムへの『資産』(Vermögen)の概念における移行である。そして、二つ目は「貧困問題を解決しようとする市民社会の試みが、『悪無限』の契機において消尽点に達するという契機」である。前者は、貧困問題の根源を表すものとして位置づけられている。つまり、市民社会が登場する以前の家族原理を基礎にした経済秩序においては、資産とは農業のための土地のことであり、いったん整えば欲求を満たすに十分なものとなりうる。これに対して、市民社会における経済活動は市場での取引であって、その場合の資産は単に金融資産や所有資産などといったものではなく、特有の意味をもつことになる⁽⁸⁾。アンダーソンはヘーゲルの議論に沿って、この資産を特殊な資産と普遍的な資産に区別する。この場合特殊な資産とは、個人の資産が「生産と消費のネットワークの中に適切に位置づけられているという機能」そのものを指すという。ゆえに全体としての普遍的資産は、「社会が諸個人に生計を立てるための機会を与える能力を提供する」⁽⁹⁾ものとなる。このような意味での普遍的資産の提供を目的とする市民社会は、「生産の様式と同時に消費の様式に依存している」。そして資産とは「生産と消費のダイナミックなバランス」であり、貧困問題の根源はこの「調整」の失敗あるいは機能不全にあることになる。これを解決するために、第二の論点としてポリツァイによる経済への介入が求められる。

経済的介入の第一は市場変動の規制と緩和を目的とする諸措置であるが、ヘーゲルも認めるように、官僚制の外部性と市民の動機づけといった問題から、アンダーソン自身も外的介入によって貧困問題が除去できるとは考えていない。また第二の介入である国際貿易と植民による新市場開拓という方法についても、ヘーゲルの『エンチュクロペディー』における「悪無限」に関する議論を援用し、「危機を後回しにするだけである」と考えていたはずだと結論づける⁽¹⁰⁾。

その上でアンダーソンが着目するのは、ヘーゲルの職業団体についての議論である。彼は職業団体が普遍的なものに寄与せんとする性質を確認した上で、これを雇用と生産の議論に結びつける。とりわけヘーゲルによる、「職業団体は、一中略—普遍的な連関によって決定される人数だけに一中略—入会を認める一中略—権利を持っている」(PR. 第252節, S. 394)という表現をもとに、職業団体自体の役割を「ある商品やサービスの生産者数を意識的に制限することによって、職業団体が雇用

と生産の双方の激しい変動を防ぐという」点にひとまずは見出す。しかし彼の独自性はこうした理解にとどまらず、ここに消費の観点を持ちこむ点である。否、むしろ消費の観点を主に据えて理論を組み立てんとさえするのである。すなわち、ヘーゲルが効率化と機械化に言及している点に鑑みると、雇用者数の制限は生産の無制約な膨張を規制する手段として必要十分なものではなくなるからである。そこでアンダーソンは「持続的な消費需要の保証」に目を向ける。つまり貨幣を普遍的資産を増大させ、それによって貧困を緩和するような仕方を使うことによって、共通善を促進できると主張する。この共通善こそが普遍的なものを意志するというこの意味であり、この場合「責任ある消費者」たちは、不況期であっても貯蓄するのではなく、市場の活性化のために消費を継続する。そして「責任ある消費者」は、ヘーゲルが「自己意識」と名づける陶冶の過程から生じるところの、市民社会を構成する諸個人のモデルに合致するという。また、職業団体はそもそも共同体であり、そこにおいてひとたび承認が保証されると、人は自分の価値を証明するために派手な散財によって経済を不安定にするような欲求を消滅させるのである。

さらにアンダーソンは、上記のような議論を敷衍して、彼のいう「責任ある消費者」の観念が、熟議民主主義のモデルの中での政治的アソシエーションの役割や公共圏についての議論につながるものであることを示唆する。このように、「責任ある消費者」という概念は、ヘーゲル法哲学の中では非明示的ではあるが、魅力に富んだ概念のようである⁽¹¹⁾。

しかし冒頭にも論じたように、アンダーソンの議論が孕む理論的問題は、まさにこの「非明示性」にあった。非明示的なものを明示的なものから導き出すには、それなりの説得力が求められる。にもかかわらず、「責任ある消費者」というアンダーソンの最も魅力的であり、かつ最もクリティカルなタームが導出される際、残念ながらその理論は説得力を有しているとはいえず、むしろ彼は「私の知る限り、このことは文献の中では論じられてこなかったが」と正直に断わったうえで、この概念が示唆されているといういくつかの箇所を指摘する。第一にそれは、ヘーゲルが普遍的資産に寄与する消費と、普遍的資産を減少する消費を区別している箇所の存在である。しかし、これだけでは普遍的資産に寄与する消費が倫理として存在し、職業団体の中で貧困を調整するための方策として考えられていたとまで結びつけるには飛躍がありすぎる。第二に、ヘーゲルが、大金を支出する人間はより多く市民社会に利益をもたらすので、雇用に結びつくとしている点を挙げる。しかし、これは「共通善」を実現

する倫理というよりも、むしろ雇用拡大のために功利主義的な観点からなされた見解であり、実はアンダーソンの趣旨に矛盾している。第三には、陶冶されていない国民の間では、財産の使用が他人の不利益になりうるという意識の欠如を指摘している点を挙げる。しかしこれについても、仮に陶冶されていれば財産の使用が他人の利益になるという意識をもちうるという反対解釈をしたとしても、そこからそれを誰もが実践するような奇妙なシステムを論理必然的に導きだせるというのはあまりにも無理がある。事実アンダーソンは、これらの指摘を踏まえて「責任ある消費者」を結論づけるに当たり、「ここでヘーゲルの考えを敷衍すると」という断りを挟まざるを得ないのである。

さらに決定的なのは、アンダーソンの議論がこうした問題を孕んでいるばかりか、自らも課題として最後に挙げているように、ヘーゲル法哲学の「体系」を捉えきれていない点である。すなわちそれは、「国家」の扱いについてである。彼は次のように述べている。「鍵となるのは、ヘーゲルの主張する論理が福祉行政による外部的なコントロールのメカニズムや国家による独占的なトップダウンのコントロールに立ち返ることなしに、職業団体が自己意識と国家の契機の普遍性を内部化するようなモデルを要求していることを示すことである」⁽¹²⁾。アンダーソンは未だその答えを見つけていない。

彼がコルポラティオンの機能に着目し、従来の議論とは異なり、生産調整にとどまらないより積極的な機能を見出そうとした点は評価できる。しかし、「責任ある消費者」という概念の論理必然性が脆弱であり、かつそれゆえに「国家」の位置づけを説明できないところにアンダーソンのコルポラティオン論の限界があった。そしてそれはアンダーソン自身の限界でもある。いわば解決したはずの問題に残ってしまったどうしようもない「しこり」。したがって私は、アンダーソンの問題意識を受け、次章においてコルポラティオンの可能性をさらに広げながら、かつ国家の位置づけあるいは役割を組み込むかたちで論理を展開していきたい。

4. 新しい福祉多元主義国家、あるいはコルポラティオンの可能性

市場が不可避免的に抱えるこの貧困という矛盾への対策として、ヘーゲルはまず福祉行政 (Polizei) を挙げる。すなわち、「普遍的な威力が、貧民に対して家族の役目を引き受け、彼らの直接的な貧苦を顧慮する」(PR. 第41節, S.388) ことの必要性を論じ、そのうえで、「社会努力の目標は、窮民とその救済策とのうちに普遍的なものを

見つけ出して、普遍的対策を講じ、右のような主観的援助をよりいっそう不要のものにすることにあり」(PR. 第242節, S.388)のだと断じている。これを実現するのが福祉行政である。そしてヘーゲル自身、「福祉行政の行う配慮は、上からの指導としては、この社会の枠をはみ出てゆく利害関係〔第246節〕に対して事前の配慮を行う」(PR. 第249節, S.393)と表現していることからわかるように、これが政治権力としての国家の手になるものであることは明らかである。

このように、市場の矛盾に対応すべく、福祉行政が必要となってくるわけであるが、この福祉行政はそれが政府の手になるものであるがゆえに、また別の問題を抱え込むことになる。それは成員諸個人の主体性の欠如と財政面等での有限性の問題である。つまり、政府に任せるということは、本来自分たち自身の問題であるはずのものをあたかも他人事のように捉えることであり、人々はやがてそれに対する関心さえも失ってしまうであろう。そしてすべてを任された政府は市民の主体的な力添えを期待できず、財政支出の拡大によってこれに対処せざるを得なくなる。しかし、財政は有限であるという壁にぶつかり挫折してしまう。ヘーゲルも模索しているように(PR. 第246節～第248節参照, vgl. S.391 - 393), 貿易や植民地によっていくらか海外に市場を求めてみても、この本質が変わらないことは自明であり、結局問題は解決しないのである。このような問題を、ヘーゲルは次のように表現する。「福祉行政の行う配慮は、上からの指導としては、この社会の枠をはみ出てゆく利害関係〔第246節〕に対して事前の配慮を行う。ところが特殊性自身が、理念にしたがって、おのれの内在的利益のうちにあるこの普遍的なものを、おのれの意志と活動の目的及び対象にすることによってこそ、倫理的なものが内在的なものとして市民社会に帰ってくるのであって、これを実現するのが、職業団体の使命である」(PR. 第249節, S.393)。ヘーゲルの目は福祉行政から職業団体へと向かう。

ここで私は狭義のコラボラティブとしての職業団体(Korporation)と、広義のコラボラティブとしての自治的集団(Kreis)を基本的に区別して議論を展開していきたい。ヘーゲルのコラボラティブ論に未知の可能性を与えるために、この区別は不可欠となる。とはいえ、ヘーゲル自身は職業団体論に比して、自治的集団について多くを論じているわけではない。そもそもヘーゲルによると、第288節及び第308節に例示されるように、自治的集団とは職業団体のほかに地方自治体(Gemeinden)や商工業団体(Gewerbe)、身分団体(Stände)、組合(Genossenschaften)などの諸団体

を指すものであり、これが職業団体をも含むより広い概念であるということはわかる。したがって、時にヘーゲルがこれらについていわば広義の職業団体であるとして論述している場合でも、むしろ狭義の職業団体とは異なる自治的集団に関する一般的な議論として整理した方がよいと思われる場合もある。そこで、本報告ではあえて両者を区別して、その異同にも着目しながら分析をしていきたい。

まず、ヘーゲルが自治的集団と国家の関係をどのように捉えていたかという点について確認しておく必要がある。次の引用箇所を見ていただきたい。「国家は本質的に、それぞれの構成要素がそれ自身だけで自治的集団であるような、そういうもろもろの構成要素からなる一つの組織体である。だからして国家においてはどの一つの契機も、非有機的な多数の衆としてふるまってはならない」(PR. 第303節, S.473)。あるいは、「具体的な国家はそれのもろもろの特殊な自治的集団へと分節接合された全体であり、国家の成員はこうした一身分の一成員である」(PR. 第308節, S.477)などといった表現で、ヘーゲルは、自らの描く国家像が多元主義的な要素を多分に含むものであることを主張している。したがって、市民社会という視点のみからする貧困問題への対応が壁にぶちあたったとき、ヘーゲルが「だから市民社会という圏は国家へ移る」として求めることになる福祉問題解決のための最終手段としての「国家」とは、まさにこの多元主義国家であると解するべきである。

そこで多元主義を構成する一要素として、これら職業団体及び自治的集団の役割を各々検討していく。まず、「職業団体の普遍的目的はまったく具体的であり、その目的の範囲は、商工業というそれ固有の仕事と利益とのうちに含まれている目的の範囲を出るものではない」(PR. 第251節, S.394)とヘーゲル自身も説明しているように、職業団体は基本的には労働のための場である。したがって、職業団体の社会的機能あるいは終局的な目的が、相互扶助すなわち共助にあるということ自体は後述するように明らかであるもの、それ以前にそもそも個々の成員にとっては、そこで労働を媒介にして社会と関わりをもっていくことこそが第一義的な目的となるのである。この職業団体のもつもう一つの重要な機能を見落としてはいけない。職業団体に身を投じることによって、人は「ひとかどの人物(etwas)」(PR. 第253節, S.395)であるという誇りを手にすることができるのである。ヘーゲルはいう。「貧困に落ちこむことで、自分の労働によって生きているのだという誠実さと誇りが失われると、そこに賤民が登場してきます」(VI. 第

244 節,S.608) .ここでは「誠実さ」という心構えが「誠実に働く意志」というかたちで顕現し,市民社会の主に市場活動を支える結果につながっている.これを福祉という観点から見れば,職業団体は,まさにその本質的な社会的機能とは別に,諸個人にとって「自助」の術を身につける場として位置づけることもできるのである.

事実,当時の現状に鑑みて,『市民としての手工業者の自立性』のメルクマールは,『自身の目算で』(für eigene Rechnung) 経営すること,即ち,他者に従属しないで自営することであった」としたうえで,職業団体を規定する根本原理は「生業 (Nahrung)」であるとする指摘もある⁽¹³⁾.まさにこれは自助の原理であるといつてよからう.

では,以上の議論を地方自治体や身分団体,組合などの自治的集団一般にあてはめるとどうなるか.つまり,自治的集団は職業団体をその代表的なものとして挙げているものの,地方自治団体などといった例からもわかるように,必ずしも労働を主目的とした集団ばかりではない.ヘーゲルによると自治的集団の目的は次のように表現される.「だから個人は,普遍的なものに対するおのれの現実的で生き生きとした使命を,まず第一に,職業団体や地方自治団体などといった,おのれの属している諸圏において達成するわけである」(PR. 第 308 節,S.477) .つまり,諸個人が普遍的なものに対する使命を達成する場こそが自治的集団であるというのだ.換言するならば,これは普遍性の希求,現代風というならば社会貢献の希求であるといつてよいのではなからうか.自治的集団においては,「誠実さ」という心構えが,「普遍性への意志」となって,やがて国家へと接続するある種の公共性を育む原動力となっているのである.もっとも,ベクトルは未だ水平であって,そこに中心は存在しないただ自生的にネットワークがはりめぐらされていくのみである.その意味でヘーゲルの自治的集団 (Kreis) という概念は,すぐ後の時代を彩ることになる結社 (Assoziation) や協会 (Verein) といった概念をすでに表現したものであるとさえ思えてしまう⁽¹⁴⁾.

福祉の観点からすると,これは横のつながりのなかで互いに助け合うという意味で,「共助」を指すものであるということが出来る.実際,ヘーゲルの時代には,1808年のシュタイン市制をきっかけとして,市参事会のもとに救貧行政局と各救貧区の救貧委員会を設置することによって,すでにゲマインデを単位とした市民参加による救貧行政が制度化されていたのである.いうまでもなく,これらはヘーゲルの批判した「行政による一方的な施しの福祉」とは性質を異にするものである.そしてそ

の後も,これを引き継ぐかたちで,例えば 1852 年の「エルバーフェルト市救貧会」や 1867 年の「フランクフルト都市法」などのように,広くこうした制度が普及していった⁽¹⁵⁾.さらに注目したいのは,ゲマインデによる行政の制度だけでなく,19 世紀の後半には,このほかに救貧委員会の活動を援助する都市住民の自発的結社も普及していったという点である.救貧委員会と協力し,都市救貧財政の不足分を募金や慈善事業で補っていた富裕な市民による福祉厚生結社や,都市名望市民の夫人が中心となって救貧活動を行っていた婦人会といった組織がそれである⁽¹⁶⁾.こうした史実に照らしてみても,時代の洞察に長けたヘーゲルが,自治的集団の存在に「共助」として福祉を担う主体の萌芽を見出していたことが強く推察される.

さて,このようにヘーゲルの福祉政策としては職業団体における労働を媒介とした自助が前提されているわけであるが,それでも解決できない,市民社会の偶然性に起因する容赦ない貧困の問題を克服する術として,自治的集団による共助の意義が強く主張されている.そして,それを補うものとして福祉行政による公助が論じられているのである.下位の社会集団の問題解決能力を可及的に重視し,それでも解決できない場合にはじめて国家が援助するという,いわゆる「補完性 (subsidiarity) の原理」がすでにここに提示されている.

この場合,たしかに自助を育む職業団体や共助を生み出す自治的集団は,公助の主体である政府とは別に自立的に福祉を行っているという意味で,多元的な福祉の主体であるといえる.ただ,それでも国家の監督自体は受けるのであって,その意味ではこれらも国家のシステムに位置づけられているといえる.つまり,ヘーゲルにおいては,自助,共助,公助の三者が有機的に機能してはじめて,全体として福祉国家のシステムが構想されているといえるのである.ここで大事なのは,自助,共助,公助の三者がすべて機能しうるシステムだという点である.これは,同じ自由主義から帰結する立場であるにもかかわらず,最終的に自助すなわち自己責任に還元されてしまうような考え方とは百八十度発想を異にしている.ヘーゲルの福祉政策が,多元主義国家によって実現されているというのはこうした理由による.

5. 結び

実はヘーゲル哲学が今なお社会に深く息づくドイツでは,2000 年に SPD の M. ビュルシュを委員長とする

「市民活動の将来」アンケート委員会なる組織を設置し、2002年6月に報告書を取りまとめている。そこでは政府と市民社会の新しい関係について、「活性化する、権限を付与する政府」が提起され、「市民社会強化戦略」が論じられている¹⁷⁾。もともとドイツでは、社会民主主義の刷新のために、1990年代を通じて「活性化する政府」あるいは「権限を付与する政府」と市民社会というテーマ設定のもと、「活性化する政府」構想が立てられてきた。この場合政府は、「決定者や生産者」としてはより少なく行動し、むしろ「調整者」として「社会的発展の活性化を行う役割」を果たすのである。さきのアンケート委員会は、これをさらに進めて「活性化する権限を付与する政府」について論じている。権限を付与する政府は、単に活性化を行う政府とは異なり、市民社会に自己組織と自己責任の権限を付与し、それによって社会資本を発展させる。すなわち、活性化し権限を付与する政府と、活発で責任を担う市民社会との対等な相互関係を展望するのである。そこにはいわゆるエンパワーメントの政治が展望されている。

本稿で描いた福祉多元主義国家においても、政治的国家はあくまで市民社会の多元的なアクターを『調整(Aufsicht)』(PR. 第252節参照, vgl. S. 394)する機能として位置づけられている。他方で市民社会の方も、自治的集団の名のとおり、それは公共性を担わんとする自立した個人の集合体であった。この自治が完全に実現されるためには、おそらく国家によるエンパワーメントが必要なのである。その時コルポラツィオンの可能性はついに極限を示しうる。もはやエンパワーメントされたコルポラツィオンは市民社会という射程を越え、国家を担うのである。アンケート委員会の提言は市民社会の将来像に関するものだが、これを国家論として見るとき、本稿で論じた多元主義国家の先にその理想像が浮かび上がってくる。その意味でヘーゲルの福祉社会論は、起点でありかつ同時に将来の理想像を十分に見据えていたといえる。そしてそこには、従来の「福祉国家」の問題を超越した、現代福祉社会の新しいかたちが鮮やかに表れているのである。

【原典及び邦訳】

ヘーゲルの法・権利の哲学に係る文献についてのみ、本文中にて以下の略号を用いた。引用は次の略号と節番号並びにページ数で表す。なお、邦訳を参照するにあたっては、訳文に変更を加えたものもある

PR : 『法・権利の哲学要綱』

G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im*

Grundrisse, Werke in 20 Bänden Bd.7, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main 1970.

邦訳は、藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』(中央公論新社, 2001年)を参照した。

VI : 1824・25年法哲学講義筆記録(グリースハイム)

G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting Bd.4, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973.

注

- 1) G. A. Ritter, *Der Sozialstaat Entstehung und Entwicklung im internationalen Vergleich*, R. Oldenbourg Verlag, München 1991, S.4-29.
- 2) 山脇直司「社会保障論の公共哲学的考察」, 塩野谷祐一他編『福祉の公共哲学』, 東京大学出版会, 2004年, 5頁参照。
- 3) P. スピッカー著, 阿部實他訳『福祉国家の一般理論 福祉哲学論考』, 2004年, 勁草書房, 186~187頁。
- 4) 豊田謙二『質を保障する時代の公共性 ドイツの環境政策と福祉政策』, 2004年, ナカニシヤ出版, 281~285頁。
- 5) ここでいう偶然性の内容につき、ヘーゲルは次のように論じている。「しかし右のような恣意だけではなく、偶然的な肉体的状況や、外的境遇〔第200節〕のうちに含まれている偶然的な事情も、同じように諸個人を貧困におとし入れることがある」(PR. 第241節, S.387f.)。
- 6) S. Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State*, Cambridge University Press, 1972, pp.147-154. S. アヴィネリ『ヘーゲルの近代国家論』, 高柳良治訳, 未來社, 1978年, 230~243頁。
- 7) J. Anderson, Hegel's Implicit View on How to Solve the Problem of Poverty: The Responsible Consumer and the Return of the Ethical to Civil Society, in R. R. Williams (ed.): *Beyond Liberalism and Communitarianism*, State University of New York Press, 2001, p.185. J・アンダーソン「貧困問題の解決策を示唆するヘーゲルの見解」, ロバート・R・ウィリアムズ編『リベラリズムとコミュニタリアニズムを超えて』, 中村浩爾他訳, 文理閣, 2006年, 239頁。
- 8) Cf. *ibid.*, p.202, Notes 7. 邦訳, 260頁, 注(7)参照。
- 9) *ibid.*, p.188. 邦訳, 242頁。

- 10) *ibid.*, p.192. 邦訳,248 頁.
- 11) *ibid.*, pp.195-199. 邦訳,252~256 頁.
- 12) *ibid.*, pp.199-200. 邦訳,257~258 頁.
- 13) 田熊文雄著『近代ドイツの国制と市民—地域・コルポラツィオンと集権国家—』,御茶の水書房,2003 年,142 頁.
- 14) Vgl. W. Conze, Das Spannungsfeld von Staat und Gesellschaft im Vormärz, in: Ders., *Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815-1848*, 2. Aufl. Stuttgart 1970, S.207ff.
- 15) 北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治』,成文堂,1990 年,18~21,159~184 頁参照.
- 16) 藤田幸一郎『都市と市民社会』,青木書店,1988 年,255 頁参照.
- 17) Bericht der Enquete-Kommission "Zukunft d es Bürgerschaftlichen Engagements" *Bürgerse haftliches Engagement: auf dem Weg in eine zukunftsfähige Bürgergesellschaft*, Deutscher Bundestag, 14. Wahlperiode, Drucksache 14/ 8900,03.06.2002, S. 25-26. なお,本報告書については,坪郷實「刷新された社会民主主義と『市民活動の将来』—ドイツにおける市民社会強化戦略を中心に」,山口二郎他編『市民社会民主主義への挑戦』,日本経済評論社,2005 年,137 頁以下が詳細に検証を行っている.

(2008. 9. 17 受理)